

## 別紙 2

行政手続条例が適用される（条例又は規則に根拠がある）審査基準（申請に対する処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備 考
3001	教育委員会の撮影又は録音の許可	厚岸町教育委員会傍聴規則（平成4年厚岸町厚岸町教育委員会規則第2号）	第4条第2項	○	1日	教育委員会管理課総務係	
3002	奨学資金貸与の申請	厚岸町奨学資金貸与条例（昭和41年厚岸町条例第6号）	第3条第1項	×ア	60日	教育委員会管理課総務係	
3003	奨学資金返還金の免除	厚岸町奨学資金貸与条例（昭和41年厚岸町条例第6号）	第9条	×ア	60日	教育委員会管理課総務係	
3004	学校施設使用の許可	厚岸町立学校施設の使用に関する規則（平成16年厚岸町教育委員会規則第6号）	第2条第1項	○	3日	教育委員会管理課学校教育係	

※「審査基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

- ①「○」 審査基準を設定している。
- ②「×」 審査基準を設定していない
  - ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの
  - イ：申請等の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの
  - ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの